学校感染症による出席停止について

学校において感染症予防上必要がある時には、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の 措置を採ります。これは、医師の指示のもと、十分に治療を受け休養するとともに、感染を防ぐため の措置です。出席停止の期間は、通常の欠席としては扱われません。

主治医から他の生徒への感染の恐れがなくなり、登校の許可がでましたら、下の「学校感染症治癒証明書」を担任へ提出してください。医療機関に備えてある「学校感染症治癒通知書」もしくは、それに準ずる他の様式のものでも構いません。

(切り取り線)

【学校感染症治癒証明書】		
広陵高等学校長 様		
	年 組 氏名	
病 名:		
加療期間(出席停止期間): <u>令和 年 月 日 ~ 月</u>	<u> </u>
上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。		
	<u>令和 年 月 日</u>	
	医療機関名	
	医師名	印